

△横浜市立小学校給食におけるアレルギー事故について

◆（加納委員） まず、正副委員長並びに各委員にお礼を申し上げます。今回は閉会中という中で正副の委員の皆様には英断をしていただいて、こういう形で開いていただきました。皆さん方もそうだと思いますけれども、私ども公明党もアレルギーの問題は気にかけており、また昨今ふえてきているし、それからこの対策をとるのは非常に大変なのです。そういう中で、そうはいつでも、今回このような事案が出てしまった。死に至る子はいなかったのも、ある種よかったですでしょうけれども。それから、いまだに入院して治療を受けている子もいません。ただ、状況を各区で確認してみると、危なかったです。たまたまーたまたまと言っていいか、今回の場合にはこういう状況で終わったということでよかったですけれども、考えてみると、それだけ重大な問題で、現場の対応も大変なはずなのです。したがって、それを私ども、それから教育委員会の皆様方も今回の事案を通して、何が問題で、どうしたら改善できるかということをしつかりと議論しないとだめだなということ。

先ほど酒井委員が言ったように、二学期が始まる前に、むしろ、ある時期、新聞報道でこれだけ報道されましたから、そういったことからすると、お子さんや抱えている御家族の御心配を考えると、二学期を迎える前に我が常任委員会として原因究明やら再発防止策やら、関係する各局区の連携も含めて、しっかりと議論すべきだということで、特に今野委員長にもお願いして、ある意味では正副と各委員の御協力もいただいて、こうやって閉会中でありながら開けるということだと思っております。だから、そういった意味では感謝しております。

それから、きょうは、実は委員長にお願いして健康福祉局にも来ていただきました。これは、たまたま今回放射能の問題もこれからやりますけれども、アレルギーについては、健康福祉局が本市の中では事務局というか、全庁的なアレルギー対策をしていく中での中心的な役割を果たしている。それから、先ほど来、各委員からの報告、お訴え、それから教育委員会からの時系列的なところを見ると、教育委員会がやる仕事、それから本来は健康福祉局がやらなければいけない仕事、さらにその両方が連携しなければできないのだということがアレルギー対策。もちろん、これから出る放射能の問題についても、非常に連携しなければならないということがあって、今回の事案を通して、教育委員会についての問題点、それから健康福祉局の問題点、それからもっと言うと、各区福祉保健センターとの連携がどうなっているのかということまでしっかりと議論しておかないと、結局、アレルギー対策については、しっかりと再発防止策ができないということで委員長にもお願いして、きょうは健康福祉局にも来ていただきました。

そういう中で、先ほど来、各委員から御質問もされていますので、なるべく重複しない形で私からも何点か確認します。

伊東部長、早い段階で学校から財団に連絡が行った。これはマニュアルに書かれている流れではなくて、あくまでも学校として子供にちょっと異変があったから、財団に何か入っていませんか、食材は大丈夫ですかという問い合わせでしょう。説明をしっかりと確認しないとだめなのだけれども、あくまでもその問い合わせなのだよね。だから、マニュアルに書かれている、何かあったら教育委員会をとということと全く違うよね。その辺のことをきちんと説明したほうがいいと思う。

◎（伊東健康教育・人権教育担当部長） 加納委員のおっしゃるとおりです。マニュアルでは財団にということは入っておりませんので、財団に物資の確認をしたかったということで連絡をとっているのが今回のケースです。

◆（加納委員） そうなのです。だから、時間の問題があつて考えながらしゃべるけれども、マニュアルにあることが、マニュアルも違っている、それから学校の現場の方たちの対応も違っていたのです。たまたま財団に別のことを聞くために、財団のところにも全く同じ内容を複数の学校が本来あるべき姿と違う形で問い合わせたことが発信

の発端でしょう。だから、結論的に言うと、マニュアルも違うし、マニュアルどおり研修してきた各学校の対応も違っていたし、学校も養護教諭だとか、学校の責任者の方たちの対応も違っていたのではないのか。どうでしょうか。

◎（伊東健康教育・人権教育担当部長） 食物アレルギーということの判断がなかなかしなかつたと思いますので、その時点で教育委員会にまず一報という気持ちにならなかつたと思います。そこは、マニュアルを改訂すべき事項だと考えました。

◆（加納委員） そのことはしっかりと立て分けて説明し、しっかり理解してもらって、そのことに伴ってマニュアルを改訂する、こういうことだよ。

それで、先ほど来、マニュアルの見直しがあるというけれども、もうほぼでき上がっているのでしょうか。したがって、アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアルの、例えば 15 ページとか 20 ページとか、そういうところでしょう。使用前、使用后、こういう記載をこうしますと今わかっているでしょう。教えてください。

◎（伊東健康教育・人権教育担当部長） まず、マニュアルの中では、発症時の対応をどうしていくかというフローが入っております。それがマニュアルの 15 ページにございますけれども、まず現行版ではフロー図のタイトルが食物アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応とついておりまして、学校としては、かなり重篤な事例の場合の流れと受けとめたところもあるかと思えます。

また、先ほど少し申し上げましたけれども、健康教育課への一報については、そのページの一番下に総括する形で書いておりまして、どのタイミングで入れるというのがフロー図の中に入っていなかったということ、それから今回は区の福祉保健センターのほうにも学校での飲食が疑われる場合には一報を入れるということを追加しております。

それからもう一つ、アレルギーのアナフィラキシーが発症したときの連絡体制という図がもう一つ別にございますけれども、ここの中にも区の福祉保健センターへの連絡という項目を 1 つ追加して、きちんと健康福祉の分野と連携がとれるように改善しております。

◆（加納委員） ということもするのだけれども、でも、伊東部長、20 ページを見てごらん。20 ページには、その他のところに 3 項目書いてあるではないか。軽くても何でも連絡入れなさいと書いてあるではないか。だから、15 ページのフローも間違いなのです。でも、20 ページにあえて書いてあるのだから、研修して、このマニュアルどおり使えば、教育委員会に本来連絡が来なければいけないのです。岡田教育長、どうですか。

◎（岡田教育長） 御指摘ありがとうございます。ちゃんと学校に周知徹底を図っていきます。

今回、食物アレルギーとの判断が困難な状況の中で、学校はまず児童の状況に応じた対応を優先させたとは考えております。もし、児童の対応を優先することとマニュアルが少しかみ合っていなかつたとすればマニュアルを改善しなければいけませんし、またマニュアルに書いてあつたにもかかわらず、現場の対応が一生懸命で忘れることがあつてはいけませんので、そこはきっちり周知してまいります。

◆（加納委員） それで、マニュアルをしっかり改訂してもらいたい。それから、20 ページにも書いてあるから、それもきちんと踏まえながらやってもらいたい。それから、中島委員初め、他の委員がおっしゃったように、今回の流れの中で何が原因だったかということは、もうよくわかつたと思うので、我々も現場に行きました。顔を見ると、なかなか指摘もできなかつたのだけれども、でも、死に至る事例をつくつてはいけなから、あえて言っておきましたが、そういった部分では、何が原因でということもよくわかつたし、それから財団や大京食品やサカイヤフーズ、この流れの中で、もう一度再発防止をしなければいけないという問題もよくわかつたから、これはしっかりやってもらいたい。よろしくお願ひしたい。

次に、健康福祉局。

健康福祉局は、アレルギー対策について全庁的な会議を持っている。7月にも今回のアレルギー事故に伴ってアレルギー対策庁内連絡会議を開いて検討している。つまり、教育委員会の問題ではなくて、ここは健康福祉局も大きくかかわってくる問題なのだけれども、今回のことを振り返って、健康福祉局として何が問題で、何が課題で、今後どうしていくのかということが言えたら、教えてください。

◎（泉健康福祉局監視等担当部長） 御指摘のように、健康福祉局は、アレルギー対策の庁内連絡会議の事務局を行っておりまして、食物アレルギーだけではなく、ほかのアレルギーも含めて全庁的な対応をとる事務局を担っております。

御指摘の会議につきましては、年に2回、定例的に行っていたわけですが、この7月につきましては、6月の事例を踏まえて緊急的に開催いたしました。この事例の共有を図るとともに、同様の間違いがないように、それから連絡体制の充実ですとか、もう一度確認し、対応しなければならない点について共通認識を持った次第でございます。

今回の事例につきましては、北海道で製造された品物、これは乳を使っていたわけですが、現場の製造所としましても、乳の表示がなかったということは、これ表示法違反でございますから、これにつきましては、北海道の保健所も製造者をきちんと指導しております。

それから、納入業者であります大京食品につきましても、乳の表示がない品物を販売したということで、健康福祉局としましては、当該福祉保健センターであります神奈川県生活衛生課と連携いたしました。大京食品については、きちんと製造工程の確認を行うとか、表示の確認を行うとか、それから自主検査を行うということを教育委員会事務局と連携しながら指導しております。

全庁的な取り組みにつきましては、今後とも事務局として鋭意努力していきたいと考えております。

◆（加納委員） それはもうわかっている話で今まで議論しているわけだから、そういったことについては、おのずと事務局としてはやらざるを得ないので、今回の事例で健康福祉局が本来やるべき対応の中で何が問題だったのか、何が課題だったのかということを中心に分析したのでしょうか。多分したと思う。したから、僕は事前に資料をもらっている。

それで、A Bの給食、A Bの食材、青葉区、都筑区、鶴見区、神奈川区、僕は全ての区役所に問い合わせをした。そちらから時系列的に資料ももらっているのではないかと。何が課題だったのか。それについて、どういう再発防止するかということを中心に言わなければだめです。

◎（泉健康福祉局監視等担当部長） 委員がおっしゃるように、今回の件につきましては、健康福祉局としましては、報告をいただいた財団の内容につきまして関係区に迅速に情報を提供いたしました。対応したつもりではございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、納入業者である、例えば大京食品のようなところが表示違反の品物については完全にチェックができていなかったということについては課題だとは考えておりますので、これにつきましては対応してまいりたいと考えております。

◆（加納委員） そうしたら、健康福祉局がこういう食物、食中毒、感染症、それからもちろん当初はアレルギーかどうか分からないから、食中毒だ、感染症だ、どうだこうだという判断が今回の場合は本当に特例的に意外と早くわかった。でも、分からないときは立入調査は誰がやるのか。その状況を掌握して、速やかに検食というか、給食の検査はどうするのか。それから、子供たちに待っていてもらう、学校側に待っていてもらわなければいけないでしょう。ということについて調べたときに、例えば、そちらからもらった資料で言うと、16時15分によこはま学校食育財団から一報をもらっているのです。4時15分です。

それで、18時50分から21時の間に各学校へ行っているのです。もう誰もいないではないか。だから、結論的に言うと、A Bのところの青葉区は、皆さん方のメールだ何だは、当日ではなくて翌日に見ているのではないか。学校長やその他の人がいなかったから。青葉区からもらったよ。今回の一報はいつもらったのか。28日の20時云々に入っていました。でも、対応できなかったから、29日の8時30分ごろに見たと言うのです。

つまり、何が言いたいかという、健康福祉局というのは立入検査、調査して原因を究明しなければいけないのでしょう。それも感染症なのか、食中毒なのか、アレルギーなのかよくわからない中で速やかにやらなければいけないのではないか。

ということは、教育委員会が健康福祉局との連携ができていませんでしたと言うけれども、健康福祉局から言えば、教育委員会や各区の福祉保健センターとの連携はできたほうがいいのではないか。いかがですか。

◎（泉健康福祉局監視等担当部長） 委員の御指摘のように、16時15分に連絡をいただきまして、内容について精査し、所内で情報共有ができたのが30分後でございます。この時間につきましては、長目だとお考えになるかもしれませんが、正確な情報を整理してということで時間がかかっております。また、その後、各区にこの情報を共有したわけですが、おっしゃるように、結果的には18時以降の立ち入りとなったことにつきましては、迅速に対応できたとは言いがたいかなというところもございます。この辺につきましては、なるべく早く連絡するように、今後鋭意努力してまいりたいと思います。

それから、御指摘のように、翌日に情報を見るということはあることだと考えておりますので、この辺の連絡体制につきましても、もう一度見直し、迅速に対応してまいります。

◆（加納委員） この事例が起きた28日にセンター長会議をやっているでしょう。何時からどこで何時まで、18区のセンター長を集めての会議が行われたのか。3時からでしょう。何時までやったのか。

僕の調査では、この日たまたまセンター長会議があったのです。では、あったかどうかという事実確認だけ、泉部長、教えてください。

◎（泉健康福祉局監視等担当部長） 当日センター長会議があったことは認識しております。

◆（加納委員） 僕の認識では3時ころからあった。つまり、そこには基本的には18区のセンター長が集まっているのです。当日誰が欠席したか、いろいろな都合で欠席があるでしょうから、そのかわり担当部長だとか、いろいろな形で出てくるのでしょうけれども、現状の情報をそこで伝えて、そこに18区みんないるのだから、そこでの対応も今保健所長を中心にこうしています、ああしています、今調べていますということを本来なら、そこで速やかにやればいいのです。

実は、数年前のノロウイルスのときもセンター長会議をやって、その後、恒例かどうか知りませんが、有志で飲み会をした。何人かで飲んでしまったから、その後、またノロについての対応が酒を飲んでやったとか、いろいろなことが新聞で大きく書かれました。あのときも随分指摘して、再発防止してと言っただけけれども、たしか28日、当日も3時過ぎぐらいから17時ぐらいまでセンター長会議をやっているのです。だから、18区いるのだから、そこに情報を渡して。ということも含めると、全くスピード感がないのです。

それから、教育委員会と健康福祉局の連携がないから、本来、立入検査に行くべき区福祉保健センターが情報を聞いているのが、これを見ると17時。鶴見区は17時14分に健康福祉局から一報が来ました。違いますか。

みんなそうです。16時半過ぎから17時14分、15分。だから、青葉区は翌日です、都筑区も。神奈川区は18時です。健康福祉局として、この体制を変えなければだめです。いかがですか。

◎（泉健康福祉局監視等担当部長） おっしゃるように、健康被害が起きている事例、しかも食品が原因と推定される事例につきましては、拡大や再発防止のために、できる限り迅速に対応することが必要だと考えております。当

日の情報共有につきましては、私どもとしましては、鋭意努力をしたつもりではございますが、御指摘のように、時間が長くかかっているところもございますので、このことにつきましては、連絡体制、それから私どものほうの資料の取りまとめの方法につきましても精査いたしまして、できる限り迅速に行うように今後努めてまいりたいと思います。

◆（加納委員） それから、ABのグループ、神奈川区、鶴見区、港北区、青葉区、この方たちはどういう動きをしたか問い合わせをしてみました。センター長でドクター。でも、センター長は一般職で、ドクターは医務担当部長とか。本来、医務担当部長の事務分掌からすると、こういった案件こそ、ドクターの方たちがしっかり確認して、入院もあるわけだから、余りどこと言ってしまったらかわいそうだから、対応したところのABのうちの2区のドクターは、こういうことが28日に行われているなんて知らなかった。僕は問い合わせをして聞いた。全く知りませんでしたと。ということは、センター長と一部の人間だけで物事が進んでいて、本来の事務分掌でかかわる医務担当のドクターがこのことを知らないと言うのです。僕は問い合わせして聞いたから。これは違うでしょう。御意見をどうぞ。

◎（泉健康福祉局監視等担当部長） 各区の情報の共有につきましては、現状では各区にお任せしているところではございますが、委員が御指摘のように、ドクターというのは専門知識を持っておりますし、生活衛生課と連携しまして、このような健康被害につきましては対応していく必要があると考えております。御指摘の点につきましても、今後検討して、充実してまいりたいと考えております。

◆（加納委員） 違うよ。僕は健康福祉局に資料要求した。確かに各区の横並びである区長を中心に。でも、1保健所18支所の区福祉保健センターなのだから、それは健康福祉局の縦軸で物事をしっかりやらなければだめなのです。だから、区の事務分掌が非常に複雑で、区長を中心の横軸と、例えば教育でも学校連携担当課長がいるでしょう。あの方たちの任務の指揮系統はどうなっているのかとか、いろいろと非常に複雑なのです。だから、しっかりと連携しなければいけないのだけれども、区福祉保健センターというのは1保健所18支所なのだから、区に対応を任せているという言い方はだめです。区に対応と自分たち、保健所長を中心とした流れとどうマッチさせるかということの認識がなかったら、アレルギーの問題、放射能の問題も対応できない。私の意見についての御感想。

◎（泉健康福祉局監視等担当部長） 御指摘のとおり、各区は保健所の支所でございますから、健康危機管理、食中毒等につきましては、保健所長の指揮のもと連携していかなくてはいけないことだと考えております。

御指摘の点を踏まえまして、今後、より一層の連絡体制、それから情報の共有については努力してまいります。

◆（加納委員） それから、泉部長、教育委員会で言うマニュアル、アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル。これについて、不備があった、しっかり直しますと今言っているから、直す案文を僕も見ました。私どもの意見も一生懸命申し上げて、どうもそれが反映されるようだと思うので期待しているのだけれども、健康福祉局ではマニュアルがあります。その中には食中毒処理マニュアルとか、感染症の処理マニュアルとか、そういった処理フローが、ずらっと書いてある。でも、アレルギーはない。このことについて、アレルギーを教育委員会は教育委員会で今回一生懸命やるのだけれども、健康福祉局として、これだけのマニュアルがあるのだが、保課長のところですね。だから、泉部長にどうこう言っていかがよくわからないのだけれども、食中毒と感染症についてはあるのだが、これだけの事案と、そちらがアレルギーの事務局ということで全庁的にやっているのだから、こういったアレルギーについても健康福祉局のマニュアルの中に何か入れ込むべきではないのかとも思うのだけれども、御意見を。

◎（泉健康福祉局監視等担当部長） 委員の御指摘のとおり、確かに食品による事故でございます。アレルギーによる症状の発症につきましては、国も食中毒ではないとは見解を述べているところではございまして、食中毒のマニ

アルの中には含まれていないのが現状です。

ですから、アレルギーの対策につきましては別立てで検討をという委員の御指摘を参考にいたしまして、内部で検討していきたいと考えております。

◆（加納委員） ぜひお願いしたいです。アレルギー対策を本当にしっかりやらないと、今回は死亡事例は出なかったけれども、本当に心配なのです。だから、そのためにも、基本的にはそちらが中心で庁内連携でやっているのだし、教育委員会だけが云々ではないのだから、今回の対応も健康福祉局は幾つもの不備があってスピード感もない、連携がとれていない、当日検食というのか、すぐに衛生器に持っていかなければいけないのに、それができていないとか、いろいろな問題を含めると、幾つかの課題があったはずだから、マニュアルの問題も含めて、それをちゃんとやってもらいたい。

それで、最後にしますけれども、アレルギー対策庁内連絡会議できょうの事案を含めて、もう一度しっかり検討してもらいたいが、いかがでしょうかということ、アレルギー疾患対策推進協議会があるでしょう。あるのです。荒木田さんを中心にした民間事業とNPO法人アレルギーを考える母の会の園部さんが入ったり、外部有識者も含めて、こういうところに、ひとつ本日議論していることも含めて、外部有識者の協議会でもしっかり議題に上げていただいて、もう一度見直してもらいたい。だから、庁内の連絡会議、それからアレルギー疾患対策推進協議会、ここでも今回の事例を通して再発防止策をしっかりと検討していただきたいのだけれども、いかがでしょうか。

◎（泉健康福祉局監視等担当部長） 当日の対応につきましては、おっしゃるようにスピード感という御指摘がございました。これはスピード感を上げて努力してまいります。

ただ、当日、ほぼ4検体か5検体につきましては、検体の搬入ができましたし、それから他都市ではありますが、北海道もその晩のうちに動いていただいて調査結果を上げてきていただいているという1つの成果もございます。この辺のことににつきましては、今後も糧として、さらに充実していきたいと思えます。

それから、今委員がおっしゃった外部の関係の団体の方、それから父母の会等とは、御要望がございましたら連絡をとりながら、それから外部の方の御意見につきましては、積極的に取り入れながら全庁的な対応に取り組んでいきたいと考えております。よろしく願いいたします。

◆（加納委員） 実は、教育委員会は教育委員会で今回の事案を通して成果もあったのです。早速現場に行ってくれたとか。健康福祉局は健康福祉局で幾つかあったと思う。でも、今言っているのは課題が何か、再発防止をどうするかという議論なのだから。本来、10の検体のうち8行きましたからいいですねなんて、そういう話ではないのです。その認識が議員の私からすると違うのではないですかと言っているのです。終わります。

#### △放射線対策本部会議の報告について

◆（加納委員） 私は孫がいて、以前も話したのだけれども、孫の保育園も同じように実は土壌汚染。ブルーシートして、裏側に置いてある。その横はちょっとした畑です。畑でいじったりして、汚染の横で一生懸命やっていた。だから、今白井副委員長がおっしゃったように、しっかりと情報提供していただいて、それがあがるがゆえに、どうしても保育行政の中で一部とられてしまうという話が1つあるし、それからうちの孫のところは、もう乗っかったり、掘ったり、いろいろなことをやっている。本当にひどいかなと思う。

全てではないと思うけれども、そういうところも実際あるわけで、だから、そういったことも含めると、きょうの決定を踏まえて、岡田教育長はいろいろなこととお話しされていたが、ルールはルールとしてあるのだけれども、そういう現場もあるのだということからすると、子供の保育行政、教育行政からして、本当に安全・安心をどうするのかという観点からすると、今回はこう決めたのだろうけれども、その先もどうかを含めて検討していただきたいというのは僕のほうからも一応お願いしておきます。

それで、先ほど来から委員の皆様方から、本当は副市長に聞きたいのだけれどもとか、本来健康福祉局が国との連携の中で本市全体の窓口となって事務局にもなり、対策本部の運営、物事を進めているわけだから、そういった中でアレルギーと同じように、いろいろな関連があるわけです。そう考えると、副市長の御出席もいただきたかったし、それからアレルギーと同じような形で健康福祉局の御出席もいただきたかった。そうすると、意外と連携も含めて、それから先ほどの聞き間違っただろうかわからないけれどもといったことについても、しっかり確認できたのかな。

こう考えると、そういったところでは、きょう御出席いただけなかった健康福祉局、それから副市長、非常に残念だと思うのだけれども、そこで議会局に確認したいのだが、きょうは閉会中の委員会だよ。だから、閉会中の委員会については、副市長の御出席は基本的にはないだよ。

◎（山口委員会等担当係長） はい、ございません。

◆（加納委員） そこについて、どのように記載されているのか。

それから、多分常任委員会の委員長の会議その他でどのように記載されているのか。ただ、僕の認識では、文言の中に基本としてと書いてあるから、そうではない場合もあるんだよ。ということで、どのように書かれているのかということと、出席できるケースがあるのかという、この2点について議会局に確認したい。

◎（山口委員会等担当係長） 平成22年9月2日の市会運営委員会において、議案等を審査する常任委員会は担当副市長以下の出席を求めると確認されておりますので、議案等を審査しない閉会中の常任委員会は原則副市長の出席をしない扱いとなっております。

加納委員がおっしゃいました2番目のどういうときには出席するかということですがけれども、例えば、横浜みどり税ですとか、議案等に絡む案件であって、正副委員長が出席を要請すると判断した場合には出席している場合もございます。

◆（加納委員） それで、議会局の方向人かにお聞きしたら、重要案件であればという言い回しだとか、それから先ほど言った議案に関係ある場合で、今の事例の横浜みどり税のような重要案件であればとか、いろいろな言い回しをされて、確認したら口伝でいろいろなお仕事をされているようなのだけれども、つまり、何を言いたいかというと、閉会中は基本的には御出席はしない。常任委員会の委員長の申し送りもあるから。ただ、もう一方で重要案件であったり、正副の御了解いただいたり、ある種その事例、事案が本当に大事だという場合とか、それから連携を伴うことについて、岡田教育長だけでは、一局の問題はお答えできるけれども、関連するものについてはなかなか御答弁できないという、さまざまな状況に応じては、絶対出席はしないわけではないということの認識でいいのか。

◎（山口委員会等担当係長） 加納委員のおっしゃるとおりでございます。

◆（加納委員） そうなると、今後の問題として、常任委員会の委員長の申し送りだとか、市会運営委員会等の申し送りとかということとはわかる話で、あときょうの場合もアレルギーであったり、それからたまたまきょう放射能のある種重要な案件も出ているので、要望として、意見として、今後そういう案件について、例えば正副のほうに申し入れしていただいて、できたら副市長に同席していただいて、いろいろな案件について議論していただくということもあり得るのかなということ先ほど来から聞いていて非常に感じるもので、そういったことも含めて、今後、局側、それから議会運営側も含めて、一定のルールをわかった上で、案件によってということの枠をうまく活用して、多くの皆さん方が質問したい、でもできない。この件についてどうなのだろう。でも、答弁者がいないということがあるので、この辺の問題については考えていただきたいということ意見を申し上げます。

それから、こども青少年局の宮本部長、確かにどこに物が置いてあるとか、埋めてあるかということが一方で

わかる。でも、先ほど学校の側でも人事異動によって、いろいろな引き継ぎがうまくいかなかったりということの心配もある。さきの例で井上委員がおっしゃっていた中区の地域ケアプラザの件で、本来は置いてあったのに、人事異動やら引き継ぎやら、いろいろな手続ミスやら、引き継ぎミスで捨ててしまった。それを隠すために、どうしてもうそを言ってしまったとか、ああいった案件もある中でここに至っているわけです。だから、そういった部分では、大変重要なものですから、もう一度リストアップをしっかりとっていただき、確認もしていただき、さきの中区の案件、引き継ぎができていなかった、それから本来あるべき記載がされていなかったとか、こういったことについては、よくよく注意していただきたいということも含めて申し上げておきますので、よろしくお願ひしたい。

それから、教育長、一生懸命やっていたいてありがたいのだけれども、保管した後の管理とか、そういったところは、本市全体がかかわっているから、僕は基本的には健康福祉局だと思うのです。だから、警備体制の問題、それから国との連携で観察したりということを含めると、教育委員会だけが、この後ずっとかかわるということよりか、本来、本市全体の放射線についての対応というのは健康福祉局が事務局なのだから、放射線対策本部にもう一回しっかり言っていただき、教育委員会だけで物事が進むというのはどうかなと私も実は今までの議論を聞いていて思う。これは教育委員会は教育委員会で頑張ってもらっていただく、こども青少年局も含めてやっていただくけれども、その後の問題について、本当に教育委員会だけでいいのかということについては、一議員として心配していますということ意見を申し上げます。

◆（加納委員） ぜひお願ひしたい。たしか柏崎副市長は、私どもこども青少年局、教育委員会の担当副市長ということもあるし、それから健康福祉局の担当副市長ということもあるし、それから先ほどおっしゃっていた中区の案件。区で言うと、中区の担当をされている副市長ということもあるので、そういった部分では、今齊藤副委員長が言った、ルールはルールとして、私どもの意見は意見としてしっかりお伝えいただければありがたいかなという要望を再度しておきます。